

## 第6次熊本県男女共同参画計画(素案)に関する御意見(パブコメ)の概要と県の考え方について

熊本県男女参画・協働推進課

No	御意見の概要	県の考え方	意見の取扱い
1	<p>【本文P22】 基本方針1 多様な幸せ(well-being)の実現に向けた価値観の醸成 施策の方向(2)あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ④理工系分野における女性人材の育成と参画促進</p> <p>「理工系大学等への進学支援等」とありますが、大学入学に関するいわゆる「女子枠」は取組に含まれるのか。 「女子枠」については国が昨年行った男女共同参画基本計画案のパブリックコメントにおいて違憲性等の多数の指摘を受け、修正により女子に限定しない多様性の確保に変更されている。 また、女子学生に限定しての各種生活支援も取りざたされるが、例えば慶応大において学生主導での学内自治により、支援活動が否定・中止されるなど、若者自身にとっても問題のある取組とみなされていることに注意が必要。</p>	<p>本計画の「理工系大学等への進学支援等」については、キャリア教育の充実など、進路選択を後押しするための支援を想定しています(本計画[素案]第7章資料編「1 男女共同参画社会づくりに向けた施策一覧」P48参照)。 いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	参考
2	<p>【本文P28】 基本方針1 多様な幸せ(well-being)の実現に向けた価値観の醸成 施策の方向(6)ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 ③子ども・若者に対する性犯罪・性暴力への対策の推進</p> <p>「生命(いのち)の安全教育を推進」に賛成する。 また、プレコンセプションケア等も含めて、未成年者に対する教育については、保護者や地域社会にその内容を共有することを義務付けてはいかかがか。家庭での会話を通じた学習内容の定着が期待できるとともに、保護者等に最新の知見をインプットすることでの啓発が期待できる。</p>	<p>学校での学びが家庭や地域と共有されることは、こどもの理解が深まるとともに、家庭又は地域に対しても理解が広がることと認識しています。 いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	参考
3	<p>【本文P40】 基本方針2 自分らしく生きられる社会環境の整備・充実 施策の方向(3)教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 ②メディア分野と連携した積極的な情報発信と人権の尊重</p> <p>「偏った性表現」「人権を侵害する情報発信」などの概念が曖昧で、行政が創作物やメディア表現の内容に介入する余地を生み、表現活動の萎縮を招くおそれがある。 特に漫画・アニメ・ゲームなどの創作分野では誇張や虚構が不可欠であり、行政の価値判断による「不適切」認定は過度な自主規制につながりかねない。 男女共同参画の推進は重要だが、創作表現に影響を及ぼす可能性のある記述は削除するか、対象を「現実の生存人物の人権」に限定するなど、創作物を含まないことを明確にすべきである。</p>	<p>当該記述については、行政が表現内容に介入する意図ではなく、各種メディアに対し、人権に十分配慮した情報発信をしていただきたいと促すものです。 ただし、そのような誤解を招く可能性があるとの御意見を踏まえ、以下のとおり表現を修正します。 【修正】 また、各種メディアに対しても、表現の自由を尊重しながら、偏った性表現や暴力表現、女性をアイキャッチャーとして利用するなど、人権を侵害するような情報発信が行われないう、メディアに対しても人権への十分な配慮を働きかけていきます。</p>	反映(一部)
4	<p>【本文P41】 基本方針3 計画推進のための体制の整備・強化 施策の方向(1)県・市町村の推進体制の強化、国との連携 ①県における推進体制</p> <p>県での男女共同参画社会推進会議の内容(資料や議事録等)は公表すると記載してはいかかがか。</p>	<p>熊本県男女共同参画社会推進会議は庁内会議であり、公表しておりません。 一方で、県の推進体制に関する情報の透明性を高めることは重要であると認識しています。男女共同参画施策に関する資料等につきましては、熊本県男女共同参画審議会の議事資料、熊本県男女共同参画年次報告書等を公表しておりますので、必要に応じ御覧ください。 いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	参考

## 第6次熊本県男女共同参画計画(素案)に関する御意見(パブコメ)の概要と県の考え方について

熊本県男女参画・協働推進課

No	御意見の概要	県の考え方	意見の 取扱い
5	<p>【本文P41】 基本方針3 計画推進のための体制の整備・強化 施策の方向(1)県・市町村の推進体制の強化、国との連携 ①県における推進体制</p> <p>施策の実施進捗状況について、市町村が主体となる個々の事業等も含めて、事務事業評価によりその実施状況と効果を確認して公開することを義務付けてはどうか。</p>	<p>施策の実施状況を適切に把握し、透明性を確保することは重要であると認識しています。 県では、「熊本県男女共同参画年次報告書」として、毎年度2月頃に前年度の施策の実施状況等を取りまとめ、公表しております。 なお、市町村の事業について、県は評価する立場にはなく、各市町村において、それぞれの判断により必要に応じて検証や公表が行われています。 いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	参考
6	<p>【本文P42】 基本方針3 計画推進のための体制の整備・強化 施策の方向(2)企業や各種団体等との連携</p> <p>連携する民間団体の適格性について、県ならびに市町村が責任をもって確認することを記載してはどうか。</p>	<p>男女共同参画の推進においては多様な考え方の反映が必要と認識しており、本県の男女共同参画社会づくりの趣旨に賛同し、男女共同参画の推進に意欲をもって取り組む団体と連携して取り組んで参ります。 いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	参考